

市内循環バス「川越シャトル」広告付デジタルサイネージ 設置・運用等業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

市内循環バス「川越シャトル」に広告付デジタルサイネージを設置し、行政情報や企業情報等をバス利用者に提供することにより、サービスの向上を図るとともに、設置事業者から広告料を納入していただくことにより、川越シャトルの新たな財源を確保することを目的とする。

この要領は、広告付デジタルサイネージの設置・運用等業務の実施に当たり、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行うことについて、必要な事項を以下のとおり定める。

2 業務の概要

(1) 業務名称

市内循環バス「川越シャトル」広告付デジタルサイネージ設置・運用等業務

(2) 業務内容

別紙『市内循環バス「川越シャトル」広告付デジタルサイネージ設置・運用等業務仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

なお、仕様書は、本プロポーザルの企画提案の内容を踏まえ、市及び設置事業者双方の合意の下、一部変更ができるものとする。

(3) 協定期間

協定締結日から令和11年3月31日まで（ただし、川越シャトルの運行中止などにより期間が短くなる場合がある）。

なお、期間満了3箇月前までに書面による申出がない限り、満了日の翌日から1年毎に自動更新するものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、川越市契約規則を遵守のうえ、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年告示第351号）に基づく令和5・6年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載

されていること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本業務の公募の日から業務実施に関する協定締結の日までの間のいずれかの日においても、川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱の規定に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

4 公募型プロポーザル実施スケジュール

項目	期日等
公募の開始	令和5年10月16日（月）
質問票の受付	令和5年10月16日（月）から 令和5年10月25日（水）午後5時15分（必着） まで
質問回答書の公表	令和5年10月30日（月）
参加申請書・企画提案書等の提出	令和5年10月16日（月）から令和5年11月6日 （月）午後5時15分（必着）まで
企画提案書の審査（プレゼンテーション・ヒアリングの実施）	令和5年11月15日（水）
選考結果通知・結果公表	令和5年11月20日（月）
協定締結	令和5年12月中

5 参加手続

(1) 公募の開始

仕様書、実施要領等の配布期間、配布資料等

配布期間	令和5年10月16日（月）から令和5年11月6日（月）まで
配布資料	1 プロポーザル実施要領（本書） 2 仕様書 3 参加申請書（様式1） 4 会社概要（様式2） 5 業務実績書（様式3） 6 業務実施体制調書（様式4） 7 広告料提案書（様式5） 8 質問票（様式6） 9 企画提案書
入手方法	・川越市公式ホームページからダウンロード 【URL】 https://www.city.kawagoe.saitama.jp/smph/jigyoshamuke/nyusatsunohiroba/hatchujoho/proposalanken/r05/kawagoe-shuttle.html ・交通政策課（市本庁舎5階）にて直接配布（土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで） ※郵送による配布は行わない。

(2) 質問票の受付及び質問回答書の公表

本プロポーザルに係る質疑は、全て質問票によることとする。質疑がある場合は、次のとおり質問票（様式6）を提出すること。

受付期間	令和5年10月16日（月）から 令和5年10月25日（水）午後5時15分（必着）まで
提出方法	質問票（様式6）に質問事項を記入の上、電子メールにて送付すること。

	<p>※メール送信後、交通政策課に送信確認の電話をすること。</p> <p>交通政策課メールアドレス：kotsu★city.kawagoe.lg.jp (送信の際は、★を@に置き換えてください。)</p> <p>連絡先：049-224-5519 (交通政策課)</p>
回答方法	<p>質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、令和5年10月30日(月)に川越市公式ホームページにおいて公表する。</p>

(3) 参加申請書・企画提案書等の提出

受付期間	<p>令和5年10月16日(月)から 令和5年11月6日(月)午後5時15分(必着)まで</p>
提出先	<p>〒350-8601 川越市元町1-3-1 川越市役所 都市計画部交通政策課(公共交通担当)</p>
提出方法	<p>郵送又は持参 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限必着</p>
提出書類	<p>1 参加申請書(様式1) <u>1部</u></p> <p>2 会社概要(様式2) <u>1部</u> ※事業所所在地、設立年月日、資本金、業務内容等がわかる会社概要等のパンフレットを添付すること。</p> <p>3 業務実績書(様式3) <u>10部</u> ※過去5年以内に実施した国又は地方公共団体におけるコミュニティバス又は民間路線バス車内への広告付デジタルサイネージ導入実績について、直近のものから記載すること。 ※契約書等の写し(契約者名、契約期間及び事業の内容が分かる部分)及びデジタルサイネージの製品仕様書を添付すること。</p> <p>4 業務実施体制調書(様式4) <u>10部</u></p> <p>5 広告料提案書(様式5) <u>1部</u></p> <p>6 企画提案書 <u>10部</u></p>

	<p>【提案項目】</p> <p>①デジタルサイネージの仕様（規格、設置方法、視認性、更新方法、安全性）</p> <p>②広告の運用方法（広告主への募集方針、広告内容の審査・確認体制、トラブル対応体制）</p> <p>③保守管理体制・緊急時の対応（デジタルサイネージの保守管理体制、操作説明、故障及び緊急時の対処方法）</p> <p>④事業実績（他自治体での導入実績、工夫・改善事項等）</p>
--	--

6 選考方法

(1) 企画提案書の審査

実施予定日	令和5年11月15日（水）
審査方法	選考は、プレゼンテーション・ヒアリング審査及び質疑応答により行う。
対象者	参加申請書の提出者を対象に、参加資格審査を経て参加資格を有すると認められた者を対象とする。
場所	川越市役所本庁舎内
持ち時間	30分間（企画提案書等の説明20分、質疑応答10分） ※準備の時間は除く なお、開始時刻は各者異なるため、詳細は後日通知する。
評価方法等	<p>評価は、別紙『市内循環バス「川越シャトル」広告付デジタルサイネージ設置・運用等業務プロポーザル審査委員会』により行い、企画提案の内容について公平かつ適正な評価を行う。</p> <p>1 各委員が評価を行い、総合点が最も高い事業者を最優秀事業者として選定する。</p> <p>2 最高評価の事業者が2者以上ある場合は、委員の投票により最優秀事業者を選定する。</p> <p>3 最高評価の事業者が辞退を申し出た場合は、次点の事業者を最優秀事業者とする。</p>

	4 評価結果に対する一切の異議申し立ては受け付けない。 なお、参加事業者が1者の場合も選考を行うが、提案が仕様書内容に合致しなかった場合は、再度公募を行うものとする。
使用機器	プロジェクター等を使用する場合は、事前に事務局に連絡すること。なお、電源、プロジェクター、スクリーンは事務局が用意し、パソコンは参加者が持参すること。
選考結果通知・ 結果公表	プレゼンテーション・ヒアリングの参加者全員に、令和5年11月20日（月）に選考結果を通知するとともに、川越市公式ホームページで結果を公表する。

(2) 審査基準

- ・以下の審査項目1～5について、審査委員の平均点を算出し、これを項目点とする。
- ・項目点の合計点（100点満点）の最も高い参加者を設置事業者候補者に選定する。
- ・ただし、合計点が60点以下のものは失格とし、審査対象から除くこととする。

No.	評価項目	評価の視点	配点
1	デジタルサイネージの仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備本体や設置方法等が要求を満たしているか。 ・ 高齢者や障害者を含むバス利用者にとって分かりやすく、見やすい仕様となっているか。 ・ 行政情報が定期的に、また容易に更新できる仕組みとなっているか。 ・ デジタルサイネージの形状や転落に対する防止策等の安全に配慮しているか。 	20点
2	広告の運用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告主への募集方針が整備されており、適切に運用されているか。 ・ 広告内容の内部審査、確認体制が整えられているか。 ・ 苦情その他のトラブルに対処できる体制が整えられているか。 	15点

3	保守管理体制・ 緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な保守点検が適切かつ効果的に行える体制を備えているか。 運用後の操作説明や不具合等の問合せ対応が行える体制が整えられているか。 緊急時の対処方法が定められており、適切な対応が見込めるか。 	15 点
4	広告料	<ul style="list-style-type: none"> 最高提案額を 25 点満点とし、それ未満の提案額については次の算定式により、小数第 1 位を四捨五入して採点する。 【評価点数 = 25 点 × 提案額 / 最高提案額】 	25 点
5	事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 本事業を実施するに当たり、他自治体や民間事業者に対し十分な実績があるか。 本事業を実施してきたなかで、工夫や改善を実施した点等があるか。 	25 点
合計			100 点

(3) 参加事業者の失格

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- イ 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 選考の公平性を害する行為があった場合
- オ 前各号に定める場合のほか、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等により、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

(4) 事業者の決定

- ・最も合計点の高かった参加者を設置事業者候補者として選定する。
- ・審査基準に満たない参加者は失格とする。
- ・設置事業者候補者と協議し、仕様など業務内容について合意した場合は協定を締結する。なお、設置事業者候補者と協議の上、合意しなかった場合は、次点のものを新たな設置事業者候補者として選定する。
- ・設置事業者として選定されたものは、市が指定する期日までに指定の様式により、川越市が賦課徴収するすべての税について未納がない者であることを証する書類を提出すること。

7 協定について

- (1) 審査結果通知後、速やかに協定を締結する。
- (2) 企画提案書に記載された事項は、履行を確約したものとみなす。
ただし、本事業の目的を達成するために修正すべき事項があると市が判断した場合は、協議により項目の追加、変更、又は削除等を行うことができることとする。
- (3) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定めることとする。

8 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (3) 提出書類の著作権は、参加する事業者に帰属する。ただし、川越市が本プロポーザルの結果報告、公表等のために必要な場合は、参加事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例（平成8年条例第15号）に基づき提出書類の公開について判断するものとする。
- (6) 一定の適格性を満たす参加事業者がいなくときには、最優秀事業者を選出しない場合がある。

9 担当課

川越市都市計画部交通政策課 公共交通担当 榎本、神谷

住所：〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

電話：049-224-5519（直通）

FAX：049-225-9800（共用）

E-mail：kotsu★city.kawagoe.lg.jp

（送信の際は、★を@に置き換えてください。）